現 行	改正後
第二分冊 保険会社関係	第二分冊 保険会社関係
3 損害保険関係	3 損害保険関係
(新設)	3 - 8 産業活力再生特別措置法に関する損害保険会社の留意事項について
	産業活力再生特別措置法(以下「産活法」という。)等に定める事業再構築に関する計画(以下「事業再構築計画」という。)の記載事項については、損害保険会社の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に留意するものとする。
	3 - 8 - 1 産活法第2条第2項第2号及び同法告示第6条、第8条、第9条の事業革新の定義について
	(1) 告示第6条の「当該新たな役務の売上高の合計額がすべての事業の売上高の1%以上となる場合」は、例えば、当該新たな役務の正味収入保険料と収入積立保険料の合計額がすべての事業の正味収入保険料と収入積立保険料の合計額の1%以上となる場合をいう。
	(2) 告示第8条の「当該役務に係る1単位当たりの販売費が5%以上低減される場合」は、例えば、正味収入保険料と収入積立保険料の合計額の1単位当たりの経費(損害調査費、諸手数料及び集金費、その他保険引受費用並びに営業費及び一般管理費の合計額)が5%以上低減される場合をいう。
	(3) 告示第9条の「事業再構築期間中の当該役務の売上高の伸び率を百分率で表した値が、過去3事業年度における当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回る場合」は、例えば、事業再構築期間中の当該役務の正味収入保険料と収入積立保険料の合計額の伸び率を百分率で表した値が、過去3事業年度

における当該役務に係る業種の正味収入保険料と収入積立保険料の合計額の伸び率の 実績値を百分率で表した値を5以上上回る場合をいう。 3-8-2 産活法第3条第6項第1号及び同法告示第11条の事業再構築の認定の基準に ついて (1) 告示第11条第1項第1号の「自己資本当期純利益率(当期純利益金額を自己資本の 額で除したものを百分率で表した値)が2以上上昇する」場合は、例えば、当期利益 の額を自己資本の額で除したものを百分率で表した値が2以上上場する場合をいう。 (2) 告示第11条第1項第2号の「有形固定資産回転率(売上高を有形固定資産の帳簿価 額で除した値)が5%以上上昇する」場合は、例えば、正味収入保険料と収入積立保 険料の合計額を有形固定資産の帳簿価額で除した値が5%以上上昇する場合をいう。 (3) 告示第11条第1項第3号の「従業員1人当たりの付加価値額(営業利益、人件費及 び減価償却費の和)が6%以上上昇する」場合は、例えば、従業員1人当たりの付加 価値額(保険引受収益から保険引受費用を引いた額、人件費及び減価償却費の和)が 6%以上上昇する場合をいう。